

徳島市営住宅入居申込案内書

(R5.6.1更新)

申込資格

徳島市幸町2丁目5番地
徳島市役所 住宅課
☎088-621-5286

- 同居の親族（事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚約者を含む）があること。
ただし、世帯を不自然に分割した申し込みは認めません。
また、市営住宅の居室が小規模のものについては、単身者であっても60歳以上の人、身体・知的・精神障害者、その他特に居住の安定を図る必要があると認められる人は申し込みできます。
※婚約者の場合は、入居を指定した日から3か月以内に結婚し、同居できる場合に申し込みできます。
- 申し込み時点で徳島市内に住所又は勤務先を有すること。
- 現に住宅に困っていることがあきらかなこと。
- 収入が定められた基準に該当すること（同居親族に収入がある場合は合算する）。
 - ・公営住宅 入居申込者及び同居親族の基準月額 158,000円以下
 - ・改良住宅 入居申込者及び同居親族の基準月額 114,000円以下（なお、老人、障害者、子育て等の世帯の申込者につきましては、別途収入基準がありますので、詳しくは住宅課までお問い合わせください。）
- その他
 - ・入居しようとする家族のいずれかが、徳島市営住宅に入居したことがある場合、その使用料などを滞納していないこと。
 - ・入居申込者及び同居親族のいずれもが暴力団員でないこと。※暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

入居申込の手続き

市営住宅入居申込書（印鑑不要）に必要事項を記入して、住宅課に原則郵送で申し込みしてください。（申込用紙は、住宅課窓口、各支所窓口で配布。また、パソコンをお持ちの方は市HPからダウンロード可。）

申込期間終了後に住宅課で抽選を行い、当選した人のみ下記の書類を提出していただきます。

| | 必要書類 | 必要な人 | 備考 |
|-----|-----------|-------------------|----------------------------|
| (1) | 住民票 | 入居予定者（申請書に記載した）全員 | |
| (2) | 収入を証明する書類 | 入居予定者のうち、16歳以上の人 | 最新の所得課税証明書 源泉徴収票、学生証 など |
| (3) | 婚約証明書 | 現在婚約中で、入居後に入籍する人 | |
| (4) | その他の書類 | 必要に応じて住宅課が指示 | |

なお、「マイナンバーカード」又は「通知カード+顔写真入りの身分証明書」を住宅課窓口で提示していただくことで、(1),(2)の書類の提出を省略することができます。希望する場合は、入居予定者全員分のマイナンバーカードを準備しておいてください。

不正な申請及び申込資格を満たしていない場合は、当選資格又は入居資格を取り消します。

収入基準：所得月額が 15 万 8 千円以下であること (改良住宅は 11 万 4 千円以下)

$$\text{所得月額} = \frac{(\text{A}) \text{ 年間所得金額} - (\text{B}) \text{ 諸控除額}}{12}$$

(A) 年間所得金額の例

給与所得 給与所得控除後の金額 (給与総収入金額—給与所得控除額)

年金所得 雑所得金額 (年金等総収入金額—公的年金等控除額)

事業所得 事業所得金額 (事業総収入金額—事業必要経費)

※ 所得金額の算定は、所得税法と同様です。

※ 所得者が2人以上いる場合は、それぞれに求めた年間所得金額を合計した額です。

(B) 諸控除額

| 区分 | 控 除 名 | 控 除 対 象 者 | 控 除 額 |
|------------------|--------------------|---|--------------------------------|
| 基 礎 | 基礎控除振替分 | 給与所得又は年金所得がある人。 | その人の給与・年金所得の合計から上限 10 万円 |
| 一 般 控 除 | 同居親族控除 | 申込家族のうち、申込者以外の人。 | 1 人につき 38 万円 |
| | 扶養親族控除 | 申込家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている人。 | |
| 特 別 控 除 | 寡婦控除 | 所得税法に規定する寡婦に該当する人。 | その人の所得から上限 27 万円 |
| | ひとり親控除 | 所得税法に規定するひとり親に該当する人。 | その人の所得から上限 35 万円 |
| | 障害者控除 (特別障害者控除) | 申込者又は一般控除対象者の中で心身障害があり、手帳等を交付されている人。 〔精神障害者手帳 1 級、身体障害者手帳 1 級、 2 級、療育手帳 A 1, A 2 など。〕 | 1 人につき 27 万円 (1 人につき 40 万円) |
| | 老人扶養親族控除 | 扶養親族のうち、年齢 70 歳以上の人。 | 1 人につき 10 万円 |
| | 特定扶養親族控除 | 扶養親族のうち、年齢 16 歳以上 23 歳未満の人。 | 1 人につき 25 万円 |

| 住宅区分 | 収入基準 | 年間総収入金額の範囲 | | | | |
|------|------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 同居又は扶養 家族0人 | 同居又は扶養 家族1人 | 同居又は扶養 家族2人 | 同居又は扶養 家族3人 | 同居又は扶養 家族4人 |
| 公営住宅 | 158,000 以下 | 2,967,999 以下 | 3,511,999 以下 | 3,995,999 以下 | 4,471,999 以下 | 4,947,999 以下 |
| 改良住宅 | 114,000 以下 | 2,211,999 以下 | 2,755,999 以下 | 3,299,999 以下 | 3,811,999 以下 | 4,287,999 以下 |

家賃は 部屋ごとに、収入によって、それぞれ家賃が異なります。

1 所得月額が、どの収入区分に属するか、確認してください。

※収入区分

| | 収入分位 | 所得月額 |
|------|------|--------------------|
| 一般階層 | 1 | 10万4千円以下 |
| | 2 | 10万4千円を超え 12万3千円以下 |
| | 3 | 12万3千円を超え 13万9千円以下 |
| | 4 | 13万9千円を超え 15万8千円以下 |
| 裁量階層 | 5 | 15万8千円を超え 18万6千円以下 |
| | 6 | 18万6千円を超え 21万4千円以下 |

2 入居後は、入居者の収入の変動に対応できるように毎年、収入を申告していただき、法令により定められた計算方法で翌年度の家賃を算定します。

なお、申告しない場合は民間並みの高い家賃になりますのでご注意ください。

裁量階層とは

1 高齢者世帯

入居者が60歳以上の者であること。

(同居者がいる場合は、そのいずれもが60歳以上又は18歳未満であること。)

2 障害者等世帯

入居者又は同居者が、障害者・戦傷病者・被爆者・引揚者等であること。

3 子育て世帯

同居者に小学校就学前の子どもがいること。

選考方法

公開抽選（抽選日時、場所は随時決定します。）

- 1 方法 申込受付後に通知される「受付番号」をもとに抽選します。
抽選会当日、出席された方の中から立会人を選定し、代表者が行います。
- 2 発表 住宅課窓口で掲示します。
当選者には通知します。
抽選日の翌日以降から電話での問い合わせも受け付けます。
- 3 その他 当選者と同時に、補欠当選者を決定します。
補欠当選者は、当選者の失格・辞退などによって順次繰り上げ当選となりますが、すべての入居者が確定すればその資格を失います。